

総 務 区 民 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年7月24日（金）

2 開会場所

委員会室

3 出席委員（7名）

委員長	白石 英 行
副委員長	金子 てるよし
理 事	田 中 香 澄
理 事	名 取 顕 一
理 事	浅 田 保 雄
理 事	海 津 敦 子
理 事	山 本 一 仁

4 欠席委員

理 事	宮 野 ゆみこ
委 員	吉 村 美 紀

5 委員外議員

議 長	市 村 やすとし
副 議 長	高 山 泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
加 藤 裕 一	副区長
新 名 幸 男	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
鈴 木 裕 佳	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
宮 間 恵梨果	政策研究担当課長

菊池 日彦	用地・施設マネジメント担当課長
猪岡 君彦	財政課長
横山 尚人	広報戦略課長
畑中 貴史	総務課長
木口 正和	契約管財課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	高橋 裕美
議事調査担当	平尾 和香

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

1) 議案第28号 個別外部監査契約の締結について

(2) その他

午後 2時10分 開会

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を開会させていただきます。

委員の出席状況ですが、宮野委員が産休により欠席です。また、吉村委員は病気療養のため欠席です。

理事者におかれましては、関係理事者に御出席をいただいております。

○白石委員長 理事会についてですが、必要に応じ、協議して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会運営は、付託議案審査1件、その後、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会という運びで運営をしてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、付託議案審査1件、議案第28号、個別外部監査契約の締結について、

提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第28号、個別外部監査契約の締結について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの5ページを御覧ください。

本案は、令和8年6月5日付の住民監査請求に係る個別外部監査契約を締結するため、地方自治法第252条の43第3項において準用する同法第252条の39第6項の規定により、提案するものでございます。

まず、契約の目的は、個別外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告でございます。

次に、契約金額は、金1,396万320円でございます。

次に、契約期間は、契約締結の日から令和8年9月3日まででございます。

契約の相手方は、東京都港区白金台五丁目17番9号コスモ白金ヒルズ301、弁護士、松尾真誉でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いしたいと思います。

名取委員。

○名取委員 今回、個別外部監査契約ということで、文京区でも多分初めてのことじゃないかなと思うんですけども、話せる範囲で結構ですので、そうなったいきさつと、また、この契約金額の1,396万320円という金額ですね、このあたりの根拠といいますか、そのあたりをちょっと教えていただければと思います。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 それでは、監査事務局長のほうから、今回、住民監査請求に際して個別外部監査請求を相当とした理由について答弁させていただきます。

6月5日に提出されました住民監査請求において、大きく2点、住民監査の項目が指摘されてございます。1点が、貸付料の計算等について不当であるというものでございます。もう一つが、区有地の地下建築物の取扱いについて指摘がなされました。

これら両点について、それぞれ監査を行うに当たり、監査が職権探知主義と申しまして、いわゆる指摘されていることのみではなく、その手続全般を監査することができる旨の規定がございますので、その旨、監査するためには、先ほども言ったとおり、貸付料その他不動産

産関係のものについては、不動産に詳しい者、それから区有地の地下建築物に関する取扱いについては、やはり法的な位置付け等については、法律家、いわゆる弁護士さんをお願いするのが相当であるという議論があった上で、今回、個別外部監査契約相当という判断がなされたものというふうに理解してございます。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 金額の内訳でございますけれども、今回契約をいたします外部監査人のほかに補助人といたしまして、弁護士の方3名、それから不動産鑑定士の方1名ということで、全体で5名のチームでこの監査に当たるというふうに伺っているところでございます。

それぞれの皆様について、弁護士の方につきましては、東京弁護士会が定める公益活動としての弁護士報酬というところで、およそ3万円以下というところで規定があるというところで、3万円を基準とした積算がされているというところでございます。中で、この外部監査人の方につきましては、監査全体の進捗管理ですとか、あと、文京区との連絡等、管理業務が発生するというところで、ほかの弁護士と比較しても負荷が高いというような状況がございまして、外部監査人の方については4万円という単価の中で計算をしているというところでございます。

今、申し上げました3万円、それから4万円と申しますのは、1時間当たりの金額ということでございまして、この契約締結後、およそ一月弱の間にこの監査を進めていただくというところで、監査をしていただく皆様にとりましても、かなりタイトなスケジュールの中での作業ということになりまして、およその、先ほど申し上げた時間単価から、実際にかかる時間数、そちらを掛け合わせて積み上げた積算が今回の1,300万円余という金額でございます。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 1点だけ補足をさせていただきます。

今回、個別外部監査人から提出される報告書については、提出された後に監査委員によるその理由の有無についての判断の時間が必要になってございます。ですので、個別外部監査人からの報告提出期限は8月21日を期日として想定してございますので、事実上、本日、議決をいただいた後、27日から8月21日までの間で報告書を取りまとめていただく。その間、かなり多くの資料を見ていただいて、かつ審査等をしていただくと、監査をしていただくという意味においては、その期間で行う。かつ、積算の日数に関しても、9月3日というふうに議案には示させていただいておりますが、先方の内訳書によりますと、21日までの期間で

の積算というふうに理解してございますので、その点は補足させていただきます。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 重ねての補足で申し訳ございません。

ただいま監査事務局長のほうから、作業の開始日が来週の7月27日というふうに申し上げたところですが、本日、議決いただきましたら、直ちに契約を締結させていただきまして、先方としては、すぐに明日からでも作業に入りたいということで、明日から作業をするという想定で積算をいただいているというところでございます。

○白石委員長 よろしいですか。はい。

ほかに御質疑のある方。

海津委員。

○海津委員 まず第1点目なんですけど、この松尾真誉弁護士を調べさせていただくと、エンタメというのが一番初めに出ていらっしゃるんですね。エンタメ部門が専門でいらっしゃるのかなということに感じてしまうところで、今回のところの要件として、どんなところが当てはまっていたのか。松尾弁護士を選任した経緯なども含めて、まずはお伺いしたいと思います。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今回、弁護士の選任に当たりましては、東京弁護士会のほうに選任の依頼をさせていただいております。その際に、今回出されました住民監査請求の書類も併せておつけをしまして、このような内容について監査をいただきたいということで御推薦をお願いしたものでございます。

で、東京弁護士会から推薦をいただいたのが今回の松尾弁護士ということでございます。私どもでもホームページを確認させていただきまして、今、御指摘ありましたとおり、ホームページのほうに記載されている主なところとしては、エンタメというようなことが書かれておったんですけれども、私ども、打合せをさせていただく中で、そこにはあのように書いてございますけれども、通常の弁護士業務の中では、土地建物に関する賃貸借ですとか、そういったものに関する相談、あるいは訴訟といったものも経験をされているというふうに伺っております。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。その辺が、やはり区民の方にも見えるような形にさせていただいたほうが、より外部監査の意味が深まると思いますので、その点もお願いしたいと思います。

次に、今回の案件は、旧元町小学校の跡地に関わることですね。区だけの資料では全体が分からない部分がありますので、したがって外部監査ということも選任されたのかなというふうに思っています。そこでお伺いさせていただきたいことが何点かあります。

1点目は、本議案は、およそ1,396万円の公費を支出し、外部監査で契約するものです。区民から見れば、先ほど監査事務局長からも御説明もありましたけれども、本日から21日までという短い期間にしろ、5人というふうな選任にしろ、1,396万というのが、区民感覚からすると、「え、何」というふうなことを、率直な疑問を抱かれる方もいらっしゃると思います。それに見合う実効性というのがやっぱり一番大事で、事実解明につながることを、今監査が行われることを私も期待しているところです。

そこで、まず1点目として、監査の調査範囲ですね。今回の監査は、区職員への聴き取りや区が所有する資料の確認はもちろん行っていただくということと。しかし、それだけでは、本当に解明されるかといったときに、例えば順天堂大学をはじめとする区外の関係者や、それから退職した職員に対して、任意の資料提出やヒアリングなどの調査を行うことを想定しているのかということをもまず第1点、お伺いしたいと思います。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 地方自治法の199条の8項においては、監査委員は、監査のために必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、もしくは関係人について調査し、もしくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、または学識経験を有する者等から意見を聴くことができるという条文がございます。今回、個別外部監査人に関しては、同じ権限が付与されますので、この中で必要なというふうに判断がなされれば、関係人として、委員おっしゃったような方々からも帳簿や意見を聴取するということは想定される内容だというふうに認識してございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 非常に期待したいところです。ただ、区としても、そのような区外の関係者への調査を、当たり前のことですが、確認として、妨げることはない。必要な資料提供や連絡の調整などは、監査人が必要とする場合は、調査に区は全面的に協力するという立場でよろしいのでしょうか。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 現在、区に在籍する職員が関係人である場合については、協力義務があるというふうに認識してございます。

○白石委員長 海津委員、あと何点あります。あと2点。はい。

○海津委員 もちろん分かっています。ただ、区外ですね、順天堂や、それから退職した職員に対しては、ちゃんとして連絡調整など、もちろん自治法でも、個別外部が、民間事業者の調査はあくまでも任意であって強制力はないというのは、もちろん承知しているところです。だからこそ、ちょっとその辺をきちっと調整として、区としても協力していくのかというところをまず聞きたいと。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 まず、監査事務局の立場ですけれども、地方自治法252条の33において、代表監査委員が認める場合において、業務に支障がなければ、監査事務局職員は外部監査人に対して協力をするという規定がございます。

また、今、御質問に上がっている、いわゆる区の職員以外の者に関してですが、これも逐条の自治法解説、地方自治法においては、100条の2項に準ずるものというふうにされてございますので、調査の対象に関係を有する全ての人を指すものというふうに認識しております。また、この資料の提出等を請求できる相手方は、自然人、いわゆる人間だけに限らず、法人も含まれるということですので、そういった対象も必要と認められれば、求めることになると思います。ただし、強制権や調査権等はございませんので、あくまでも任意で協力をお願いするという立場にございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 そこで、とても大事なことで確認したいのは、協力が得られるかどうかというのは、まずこの依頼を受けた人の考えだというのは分かりました。でも、そこで調査を依頼したか、しなかったかということも含めて、やはりお断りになった場合なんかも、その点について報告書には記載されるのかというのは、非常に透明性、やはりどのような調査が行われたかというのは、区民が知ったときに、納得感が出たというか、いろんなことに広がると思うんですけども、そこはどうなんでしょうか、調査を依頼して断ったという事実も含めて、報告書には記載されるのかどうか。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 これまでの他の自治体の例によりますと、協力を依頼して協力を拒否した場合についての報告書の記載というのがなされておりますので、今回も同様の対応になるものというふうに考えてございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。

最後に伺いたいのは、区民が知りたいのは、契約の結果だけではなくて、もちろん先ほど事務局長のほうからもありましたが、なぜこのような経緯に至ったのか。経緯についても、契約書、決裁文書だけじゃなくて、必要に応じて、担当職員や退職した職員、区外の関係者も含めて、意思決定過程についても調査を行うという想定でいいのかどうか、そこを最後に確認したいと。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 先ほどの御答弁と重複いたしますが、調査の対象に関係を有する全ての人でございますので、退職や在職に限らず、かつ現在の所属に限らず、協力を求めることは、外部監査人が必要と認めた場合については行われるものというふうに考えてございます。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。

金子副委員長。

○金子副委員長 私からも、個別外部監査契約締結について聞きたいと思います。

個別外部監査契約は、監査制度の独立性と専門性を強化するということで設けられた制度だというふうに承知しております。

それで、金額について、先ほど議論がありまして、積算の中身の一定のところまで御説明ありましたけれども、今、いわゆる区民目線からいえば、やはり税の執行ということにいえば、約1,400万円という金額は、大きい金額だというふうに思います。

先ほど単価の部分はありましたけれども、日数も事実上ほぼ示していただいたかなと思いますけれども、総務課長さんの答弁では、時間数の単価なものですから、日数ないしは時間数で内訳書みたいなのは、それは弁護士さんのほうから示されているんじゃないかと思うんですけれども、その点についても確認をしておきたいというのが1点です。

それから、私も、この契約の相手方の妥当性というところでは、ホームページも若干見ましたけれども、地方自治法の252条の28では、外部監査契約を締結できる者について、弁護士だということに加えて、公認会計士とか、時には税理士も対象と思うんですけれども、それに加えて、自治体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士という形に規定がされております。

そうすると、今、この条文上に示されている自治体の財務管理、自治体の事業の経営管理、その他行政運営に関しということについては、具体的にどのような識見、まあ実績と言っていいと思いますけれども、そういうものがあって、今回、契約の相手方に提案されたのかと

いうことについても具体的にお示ししたいと思うんです。

東京弁護士会への依頼文では、区長からの文書発出になっておりますけれども、それによりますと、具体的にこういう文言で推薦依頼しているわけですが、行政事件の取扱い実績を勘案の上、推薦してほしいというふうになっているんですね。だから、自治法の文言に該当する具体的な事実をお示ししたいということと、この区長発出の文書で述べられている行政事件の取扱い実績というのは、どのような実績が松尾弁護士さんにはあるのか、それについてお示ししたい。

それから、補助人についてですけれども、先ほど補助人は、専門家の方ですけれども、計4人ということでありました。4人というのは具体的にもう示されておりますので、既にこの自治法の252条の32というところで、監査委員のほうに事前協議を経て決めるという形になっておりますので、そういった事前の協議というのはもうお済みなのかなという感じがします。その事実確認と。

それから、この補助人については、補助人の方も専門職能を発揮して、これから監査をやっていただくという形になると思うんですけれども、専門職能というのは、当然ライセンスとか免許を持っているということではなくて、具体的なこの事件について職能を発揮するわけですから、相応の報酬があつて、そういう職能を発揮するということになるわけです。そうすると、1,396万円の報酬というのは、区からは契約の相手方であるこの松尾弁護士さんに支払われるというふうに思うんですが、この補助人の方というのは、自治法でその任務かというのはいろいろ、外部監査人とほぼ同等だというふうに思うんですが、そう読み取れる規定があるわけですが、報酬というのは、補助人はどういう立ち位置にいて、どういう契約関係で誰から受け取るということになるのか、これを御説明いただきたいというふうに思います。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 まず、積算の内訳というところで、時間数なんですけれども、先ほど日数について申し上げましたとおり、8月21日までということで、明日から開始したという想定で28日間ということになります。この間、この監査だけに時間を割けるという状況では当然ございませんので、1日8時間と勤務時間を想定した場合に、およそ6割ぐらいの時間をこの監査に割く必要があるだろうということで、そのような積算の下、この28日間で、お1人につきおよそ80時間の時間を費やす必要があるだろうということで、先ほど申し上げた単価にこの時間数を掛けたというところの積算でございます。

また、不動産鑑定士の方につきましても、こちらは70時間ということで作業時間の積算をいただいておりますけれども、この70時間という時間を掛けて積み上げたというところがこの1,300万円余の金額になるものでございます。

それから、外部監査人の専門性というところにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、この松尾弁護士につきましても、土地建物に関する賃貸借等を含めて、このようなことに関する事案の取扱いという御経験は十分におありであるということは確認ができました。

また、補助人の方につきましてもお話を伺ったところ、不動産に関する専門性を有しております、一般社団法人のほうにも登録をしているというようなことで、講師をやったりですとかそのような実績もある方が補助人についているというようなお話も伺っております。

今回の監査請求の内容で主なものは、不動産に関する取扱いということになりますので、行政の監査の事件を扱ったことがあるかということよりも、やはりこの不動産というところに関する専門性というところがより重要になってくるというように考えております。依頼の段階では、副委員長おっしゃったとおり、行政事件の経験がある方ということで、そのあたりを考慮いただきたいということでお願いはしたところでございますけれども、監査請求書もつけた上で、内容を御確認いただいた上で、選任いただいた方でございますので、そのあたりは十分に監査に対応いただけるものというふうに認識をしているところでございます。

それから、補助人の方への報酬というところにつきましても、今回の契約はあくまでもこの外部監査人お1人の方と契約をするということですが、この金額の積算の根拠は、先ほど申し上げたとおり、補助人の方も含めて、どれだけの時間を想定して、このような金額がかかるかということについては、御説明をいただいた上での契約ということになりますので、この金額については、区からはこの外部監査人の方にお支払いをするということになりますが、その後、外部監査人の方から補助人の方それぞれにどのような形で報酬が渡されるかというところについては、外部監査人の範疇というふうに考えてございます。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 御確認いただきました補助者についての協議ですけれども、一昨日付で仮契約を行っている松尾弁護士より協議書を頂戴し、本日、監査委員協議を行って、了とされたところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、今の答弁の中で、行政事件の取扱い実績というのは、実際にはないということになるんですか。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 はい。行政事件の監査ということでは、御経験はないということは確認しております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうしますと、残るのはって、今度の外部監査人の方について妥当だという提案の中心部分になっているので、土地や建物、不動産にまつわる、一般のというか、民間のと言っていいと思うんですね、そういう業務については、経験はおありだということになると思うんですよ。それで、今回の住民監査請求というのは、当然、文京区の事業、元町小の跡地の敷地の活用と、この事業ですから、当然、土地の活用といっても、住民福祉の増進ということで、行政財産というのは活用されるわけであって、全く民間の尺度と同じというわけにはいかないというふうに思うんです。

そういう点で、この外部監査人の契約の相手方の提案されている方にとって、住民自治の増進ということの観点、あまり個別のタイトルはあれですけども、今度の旧元町小の敷地の活用というのは、やっぱり区がこの間大事にしてきて、住民の方も大事にしてきた、歴史性という点については、中心的な価値というか、これが事業の中心部分にあって、で、民間の方の創意工夫も生かしながらということで、プロポーザルもやられた経緯がありますけれども、その点については十分に現段階で理解されておられるんでしょうか、松尾弁護士さんね。大分長い経過があるというのは、何も借地料、不動産にまつわる様々な契約行為に限らず、この事業を取り巻く全体の住民福祉の増進といった観点についても長い経緯があるというふうに思いますので、その点については、やっぱり区側からこの間の経緯というのをつまびらかにしてお伝えをするというのが業務を行う大前提になるのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 先ほども御答弁申し上げましたが、法律の規定にある252条の33で、協力することができる規定の中で、今、副委員長が御懸念なさっているようなことについては、しっかりとお伝えした上で、監査には当たっていただくというふうに想定してございます。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畑中総務課長 今、副委員長おっしゃったとおり、歴史をひもといてというようなことになると、平成の時代から、プロポーザルの頃からというようなことでひもといていくということになりますと、かなりの時間数が必要となるということで、こちらもなるほどそのと

おりだというふうに考えて、そのことが今回の80時間という積算につながったものというふうにこちらとしては認識しております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、それはよくお伝えいただきたいと思うんですね。

それで、今、監査事務局長さんが触れられた252条の33であります、これは、外部監査に対して、議会、区長その他の執行機関、職員は、適正かつ円滑な外部監査の遂行に協力する、努力義務という形になっております。私が聞きたいのは、長い経過がありますから、いろんな方が関わってきた事業ですよね。それで、議会、区長その他の執行機関というのはもちろんなんですが、自治法はわざわざ「職員は」というところまで書いてあるんですね。つまり、自治体の職員一人一人ですけれども、そういう方に協力を求められた場合に、先ほど来答弁があったように、それは努力義務、協力義務ということもありましたけれども、協力する立ち位置にいるんですと。これは、一人一人の職員もという御答弁だったというふうに思うんですね。

ただ、一人一人の職員というのは、いろんな職層の方がいらっしゃいます。それで聞くわけですけれども、自治法が、一人一人の職員の方にとっても努力義務がありますよというふうに規定しているわけですけれども、私、そういう場面というのは出てくると思うんですね、だから聞くんですけども、その場合に、職員の方は、同時に上司の方とかいて、職務命令とか指揮権限の下で日々仕事しているわけですよね、それとの関係というのはどうなんですか。外部監査人からの協力要請があつて、それに協力するということを、逆に言えば、区の組織の中で、それはここまで言ってもいいけどこれは駄目とか、これは協力しなくてもいいとかそういうことがあったら、自治法252条の31、監査の実施に伴う外部監査委員の義務というところで、外部監査委員の方というのは、外部監査の履行に当たって、常に公正不偏の態度を保持する義務があると、ここは義務と明確になっているわけですね。こういう公正不偏の業務を行うわけだから、私は、協力を求められた職員の方がいれば、どうぞ協力してくださいということで、ある意味、職務命令とか職務権限から解き放つてと言うと、ちょっとそれが適切かどうか分かりませんが、つまびらかに知っていることとか経緯をお話ししたり資料を出したりする、そういうことが、公正不偏の業務を行う義務を持っている外部監査委員の方への正しい協力の在り方になるんじゃないかというふうに思いますけれども、これは仮定みたいな話で恐縮ですけれども、ただ、長い経緯があるだけに、そういうことがあるんじゃないかということで、ちょっとここは繰り返しになっちゃいますけれども、その点に

ついてはどのように考えているでしょうか。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 個別外部監査人による監査に限らず、監査に対しては、区の職員、管理職、職務を含めですけれども、資料提出から疑義照会も踏まえて、極めて誠実に対応していただいております。ですので、この事案に関しても同様の対応がなされるものというふうに考えてございますので、副委員長のお考えになっていることは杞憂に終わるのではないかとこのように推察いたします。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 杞憂かどうかは、やってみてということなので、今、議案の審議をしているので、そういうことをよく確かめておくということは必要なんですよ。

それで、あと、まとめて聞きますが、今回の外部監査の議案というのは、そもそも区民の方からの監査請求によるということで、冒頭、提案説明があったとおりであります。監査委員会が監査妥当と判断したということは、財務会計上の行為についてその疑義がある、調べてみようということなわけですね。それは具体的には、先ほど言ったように、区長が区の代表者として、元町ウェルネスということで、順天堂さんを事業者として選定して契約をした旧元町小敷地の活用の事業に関する内容に関わることだということですよ。

それで、それについて、今日の議案というのは、区長が外部に委託をすると、それで監査をするという立てつけになっているわけです。この立てつけ自体は、地方自治法上の制度上ですね、致し方ないわけでありましてけれども、形式だけを見れば、いわば区長の行為を、文京区の代表としてですよ、区長の行為を区長が外部に監査を委託するという形になっているんです、形式上。しかも、そこには多額の費用が投ぜられるということになるわけです。自ら監査対象になっている点について、監査を外部に税金を使って頼むということの議案なわけだけれども、ならば、区長さん自ら、今度の疑問が持たれている、疑義が持たれている点について、この場も含めて、この間の経緯なども含めて、どのような形で今の事業の到達に至ったのか。また、その疑問が持たれる点について、区長自ら御説明をされるということが私は必要なのではないかとこのように思いますけれども、その点、御説明をされる意向というのはありますか。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 今回の議案は、住民監査請求に基づく個別外部監査人の契約の審議であって、住民監査請求はあくまでも財務会計行為にのみ限られておりますから、元町ウェルネ

スパークの事業そのものについて監査するわけではありません。冒頭御説明したとおり、賃料貸付料について疑念がありますよ、それから公有地に係るところでの法律的位置付けに疑問がありますという指摘を受けて、財務会計上の行為に限って監査をするというものですから、事業そのものについて行うものではないということは御理解いただきたいと思います。

ゆえに、区長がこれについて説明をするというのは、少なくとも監査においては考えにくいというふうに局長としては考えてございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それは監査事務局長さんは業務上の立場で、制度上はそうなっているというのは私も理解しておりますが、区長さんは住民から選ばれている政治家でもあるわけです。したがって、この監査の財務会計上の行為ですね、監査対象になっている財務会計上の行為を取り巻く一連の事実関係、疑問が持たれている点について、区長自ら説明をされるというのは、何も制限されているんじゃないというふうに思うんですね。それは間違いないというふうに思います。ですから、区長御自身でそういう説明を今この場も含めてされたらどうかというふうに思いますけれども、区長、いかがですか。

○白石委員長 渡邊監査事務局長。

○渡邊監査事務局長 答弁が重複して恐縮ですが、今回、監査において、財務会計行為の経緯から、その他については監査をきちっとするという事で、個別外部監査をお願いしているところでございますので、その中で明らかになるものもあるでしょうし、報告書の中で示されるものもあるでしょうから、そうしたものが一つこれまでの区の実績を表すものというふうに認識しているところであります。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方、いらっしゃいませんか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いしたいと思います。

議案第28号、よろしくお願いいたします。

自由民主党さん。

○名取委員 自民党は、議案第28号、賛成をさせていただきます。

しっかりした結果を求めるというか、しっかりやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 議案第28号でございます。本件は、住民監査請求で指摘されている、先ほど事務局長からお話があったとおり、2つポイントがありました、貸付料が不当なのでは

ないか、また、区有地の取扱いについてはどうなんだというところで御指摘がありました。そのことに関して調査をするには、外部監査が適当だという様々な理由も理解をしたところであります。

経緯の中で、令和7年、883平米の土地を賃料から外した整理についても、改めて読み返したときに、行政財産と管理をすべきだというふうに整理をされたというふうに、そういう考えを私も共有をさせていただいております。しかし、今回の外部監査で、そのことについても本当に正しかったのかどうかということも明らかにされるということもありますし、また、その地下の建物の権限の部分の割合というか、そういった権限の取扱いについても、今、検討していると、用地・マネジメントの課長さんからも聞いているところであります。

（発言する人あり）

○白石委員長 傍聴の方、御静粛にお願いいたします。

○田中（香）委員 そういった様々なことがはっきりしていない、決着をつけていないまま使用が続いているということについては、疑問を残すところではございますけれども、今回の外部監査、そして、1,400万円の支出がされるということは、非常に大きい御判断だったろうというふうに思います。本来であれば、物価対策などに充てていただきたい大きなお金だったというふうに思っております。しかし、議論があったとおり、必要な手続で外部監査をやるというふうな御判断ですので、そのことも理解をしたところでございます。

結果が出たときに、またしっかりとその判断を誠実に受け止めていただいて、区として適切に最終判断を下していただきたい、このことを要望して、公明党は賛成をさせていただきます。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAとしては、賛成をいたします。

せっかくですから、ちょっと私としては非常に何か難しい立場のようなので、ぜひ、これはお願いということになりますが、やっぱり、元町公園、それから旧元町小学校の校舎というのは、もちろん文京区の財産ではあるんですが、1930年の関東大震災の後の復興公園、そして復興小学校であるという歴史性の下に、今回計画が、長い議論の中でつくられたわけですよね。これは事実なわけです。

で、私なんかもその歴史性については、ぜひ継承、残していただきたいという思いでずっと訴え続けてきて、あの校舎の中に歴史的な、本当に、予算も随分使っていると思いますけれども、昔のそのままの面影を残していただくとかいうこともできています。

それから、土曜とか日曜あるいは夕方に行って、随分、公園に子どもたちが、今は少ないですよ、暑いけど、だけど……。

○白石委員長 浅田委員、態度表明なので、それはさっき質問、質疑でやってほしかったですね。短く……。

○浅田委員 態度表明は賛成ということで、で、そのことについても、先ほど来、監査の全体の中の問題というか、その中にあるんだということをぜひ入れていただきたいという質問もあって、その方向だというふうに伺っていますので、しっかりとした監査をしていただいて、それを私としては受け止めたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。賛成です。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第28号、賛成します。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役を代表し、本議案に賛成の立場から少し意見を申し上げます。

およそ1,396万円という公費を支出する以上、区役所の中だけを見て終わる個別外部監査では区民の理解は得られません。今回の監査では、区が保有する資料だけではなく、必要に応じて、区外の関係者や退職した職員の調査も含め、事実解明に必要な調査が十分に行われることを期待いたします。

また、区民が知りたいのは、監査の結論だけではありません。なぜそのような判断が行われたのか、どのような経緯で意思決定がなされたのか、その意思決定過程まで丁寧に検証し、区民に明らかにすることこそ、今回の個別外部監査に求められる最も重要な役割ではないかと考えています。

さらに、外部監査は、区と契約を締結し、その報酬は区が支払います。それだけに、一方で、監査の対象は、その区自身の財務や事務執行です。だからこそ、契約の相手である区に遠慮することなく、区民の立場に立ち、必要な調査を尽くし、事実を明らかにするという高い独立性と専門性を発揮されることを強く期待いたします。

そして、事実解明のためには、監査に協力する職員や関係者が安心して事実を話せる環境が確保されなければなりません。監査への協力や率直な説明を理由として、人事、そのほかに不利益な取扱いを受けることがあってはならず、現職、退職を問わず、関係者が安心して監査に協力できる環境が確保されることを強く求めます。

およそ1,396万円という公費を支出する以上、その監査が住民に対する説明責任を果たし、

行政への信頼回復につながるものとなることを強く期待し、区民が主役の会は本議案に賛成いたします。

○白石委員長 最後に、日本共産党さん。

○金子副委員長 日本共産党の態度表明を行います。

議案第28号ですが、個別外部監査の制度は、冒頭にも先ほど述べましたけれども、監査の独立性と専門性を強化するという趣旨で提案され、条例化もされているという形でありますけれども、この制度そのものの趣旨というのは、それだけにとどまらず、監査機能に対する住民の信頼度を向上させるという説明もこの間されております。

やはり、区民の疑問が生じているという点では、あらゆる手段を使ってそれを解明するということが必要だというふうに考えます。そのときに、今回のように外部監査人に委託をするということも、提案どおりやってみる必要があるというふうに思いますので、この議案について、日本共産党として賛成をするということであります。

なお、その際に、先ほど来私も述べましたけれども、この事業については、長い期間にわたる歴史性のみならず、議会の中でもいろいろ要望があって、文化財にしてほしいというような声も住民の皆さんから届いており、その点についての検討もずっと行われてきている経緯があります。今もやられているんでしょうけれども。そういった事業ですから、やはり一般の不動産取引の慣行とか事例になじまない面も当然あるんだと思うんです。地方自治体のやっぱり住民の大事な財産、ないしは文化財になろうという話もあるわけで、そうすると国民の財産、国の財産という形での土地であり、校舎の復元部分なんかも含めて、残した部分も含めて、取り扱っていく必要があると思うんですね。

そういうものが、住民監査請求が出ている借地料の算定の部分などについて、どのように考えるのか。きちんとした外部監査人の御判断を仰ぐということも必要だというふうに思いますし、同時に、政治家としての区長の説明責任も同時に問われているというふうに思いますので、それはぜひ決断をしていただいて、区長の自らの御説明というのが必要だろうということについて申し上げ、これはぜひやっていただきたいことは私もお願いしておきたいというふうに思います。

○白石委員長 それでは、議案第28号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対ゼロ、原案可決すべきものと決定させていただきます。

○白石委員長 本会議での委員会報告についての文案作成については、委員長に御一任願いた

いと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会記録についても委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 これで、総務区民委員会を閉会いたします。

午後 2時54分 閉会